

登別市景観とみどりの条例（概要）

条例制定までの経過

平成23年7月より（仮称）登別市景観・緑化条例検討市民会議を設置し、以降3年間、開催回数27回に渡る会議を経て、平成26年7月に市へ提言書が提出されました。

市はこの提言書を基に協議・検討を行い、「登別市景観とみどりの条例（案）」として取りまとめ、平成28年第1回登別市議会定例会の可決を経て平成28年4月1日から施行することとなりました。

条例の目的

市民、事業者及び市が協働して、良好な景観と豊かなみどりを守り、育て、つくり、これらを次代へ継承していくこと（景観・みどりづくり）を目的としています。

条例の基本理念

良好な景観と豊かなみどりは、市民の貴重な共有財産であることから、市民、事業者及び市が協働して守り、育て、つくり、次代へ引き継がなければなりません。

良好な景観と豊かなみどりは、地域の歴史、文化、経済活動等の違いにより特有の個性をもつことから、地域の特性を踏まえ守り、育て、つくらなければなりません。

良好な景観と豊かなみどりは、子どもたちの成長にとって大きな糧となることから、子どもたちの心身を育むという視点で守り、育て、つくらなければなりません。

良好な景観と豊かなみどりは、潤いのある市民生活に欠くことのできないものであるとともに、魅力ある観光資源になることから、市民生活の向上と観光振興に資するよう守り、育て、つくらなければなりません。

市民、事業者及び市の責務

景観・みどりづくりの推進

市民 景観・みどりづくりの実施
地域における景観・みどりづくりへの協力

事業者 地域の景観・みどりづくりへの寄与
市が実施する景観・みどりづくりへの協力

市 景観・みどりづくりに必要な施策を策定・実施

条例の構成

■条例は第1章から第5章、全33条で構成しています。
同条例施行規則は条例の適切な運用を図るため、条文に係る基準等について明示しています。

■条例の構成

- 第1章 総則（第1～13条）
目的、基本理念及び責務等について
- 第2章 登別市景観・みどり審議会（第14～17条）
景観又はみどりづくりに関する重要事項を調査審議させるために、市長が設置する審議会について
- 第3章 良好な景観と豊かなみどりの保全・育成（第18～30条）
 - (1) 景観・みどりづくりの推進について
 - (2) 景観・みどり遺産の指定について
 - (3) 景観・みどりモデル地区の認定について
 - (4) 眺望ポイントの指定について
 - (5) 保護樹の指定について
 - (6) 景観阻害物件の改善要請について
 - (7) みどりの保全・育成等について
- 第4章 活動団体等（第31～32条）
個人又は団体への助言等や表彰について
- 第5章 雑則（第33条）



条例に基づく主な取組

景観・みどり遺産の指定（第19条）

特に貴重なものと認められる良好な景観又は豊かなみどりを次代へ継承すべきものとして指定することができます。

景観・みどりモデル地区の認定（第23条）

市民が主体となって景観・みどりづくりを積極的に進める地区を市民の申請により認定することができます。

眺望ポイントの指定（第24条）

良好な景観を眺望することができる主要な場所を眺望ポイントとして指定することができます。

保護樹の指定（第25条）

景観上優れている等、特に保全する必要があると認められる健全な樹木を指定することができます。

景観阻害物件の改善要請（第29条）

著しく景観を阻害していると認められる場合において、所有者へ改善措置を執るよう要請することができます。

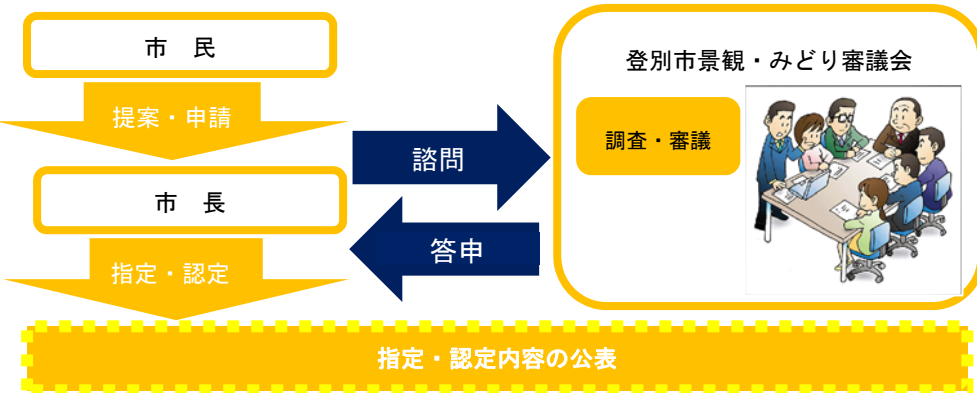
景観・みどりづくり賞（第32条）

景観・みどりづくりに関し、優れた活動を行っている個人若しくは団体、又はこれに寄与している建物等の所有者を表彰することができます。

登別市景観・みどり審議会

■登別市景観・みどり審議会は、景観・みどりづくりに関する重要事項を調査審議するため、学識経験者等で委員を構成する組織です。

指定・認定等の流れ



登別市景観・みどり推進会議

■登別市景観・みどり推進会議は、景観・みどりづくりの実践活動や普及啓発活動を行うため、民間諸団体の構成員等で委員を構成する組織です。

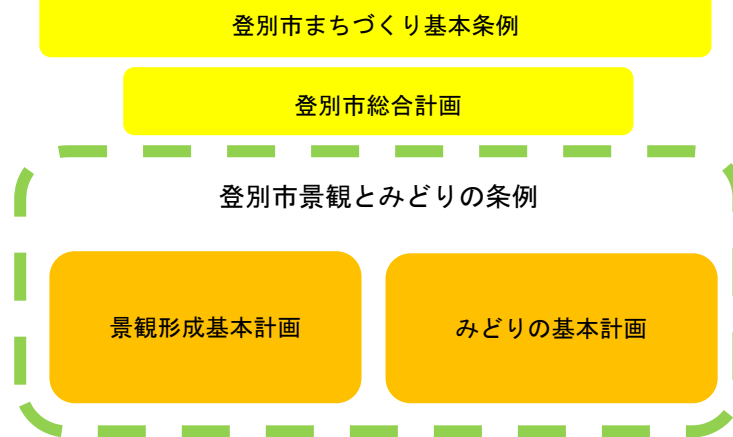
■登別市景観とみどりの条例施行規則に同推進会議の設置を規定しています。

■活動内容

- 景観・みどりづくりに関する知識の普及啓発活動
例) 講演会、パンフレット等による普及啓発
- 景観・みどりづくりの活動状況の情報発信
例) パネル展、広報、インターネット等による情報発信
- 景観・みどりづくりに関する活動への参加・協力
例) 沿道、河川沿い等への植栽等



条例の位置付け



用語の定義

市民

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に通勤又は通学する者
- ・市内の土地、建築物等又は屋外広告物を所有、占有又は管理する者

事業者

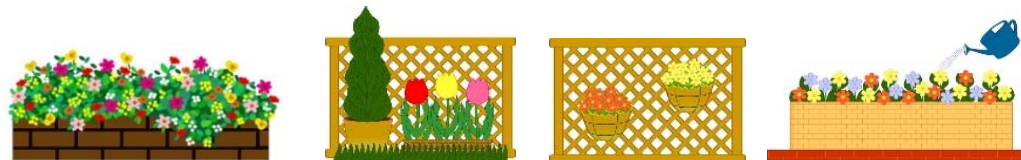
- ・市内で事業活動を行う者

景観

- ・海、山、川等の景色（自然要素）
- ・建物、道路等の景色（人工的要素）
- ・自然要素や人工的要素で構成された景色

みどり

- ・水、大気、土壌等の自然的環境により生育する樹木や草花等の植物



登別市 都市整備部 都市政策グループ

☎ 0143-85-3230 Fax 0143-85-8286 Email t-seisaku@city.noboribetsu.lg.jp